

消費 税 講 習 会

「消費税軽減税率制度と **要予約** 区分記帳」

軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方も取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となりますので、ぜひご参加ください。

【日時】 6/ **19** (水)

13:30 ~ 15:30

【講師】 熊本東税務署 個人課税第1部門
春畑 秀幸 上席国税調査官

お申込は  381-3101へ